

売 買 契 約 書

売出人 城陽市（以下「甲」という。）と、買受人 _____（以下「乙」という。）
とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は次のとおりとする。

区分番号	財産名称	数 量
		m ²

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 _____円 とする。

（代金の支払い）

第3条 乙は、買代金のうち契約保証金を除いた金額を、甲の発行する納入通知書により甲の指定する日までに支払わなければならない。

2 乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

3 乙が第1項に定める義務を履行しないときは、契約保証金は、違約金として甲に帰属するものとする。

（所有権の移転）

第4条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第5条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したとき、現状有姿のままこれを乙に引き渡す。

（売買物件の登記）

第6条 売買物件の所有権移転登記申請手続は、甲の委任を受けて乙が行うものとし、甲は 売買物件の所有権が乙に移転した後に、所有権移転登記申請手続に必要な書類を乙に交付する。

2 乙は、前項に規定する所有権移転登記申請手続を、所有権の移転した日から30日以内に行わなければならない。

3 乙は、前2項に規定する所有権移転登記が完了したときは、遅滞なく登記事項証明書を添えてその旨を甲に通知しなければならない。

（危険負担等）

第7条 乙は、この契約締結の時から売買物件の所有権移転の時までにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとし、当該物件の所有権移転の時から引渡の時までにおいて当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の減免を請求することができないものとする。

2 乙は本契約締結後、売買物件の種類、品質または数量が本契約に適合しないことを理由として、履行の追完、売買代金の減額、損害賠償の請求または本契約を解除することができない。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 9 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(乙の原状回復)

第 10 条 乙は、甲が第 8 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないことと認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価より減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(返還金等)

第 11 条 甲は、第 8 条の規定により解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費等その他、一切の費用について返還しない。

(返還金の相殺)

第 12 条 甲は、前条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 9 条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全額又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 13 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 14 条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(合意管轄)

第 15 条 本契約に関する一切の法律関係に基づく紛争（裁判所の調停手続きを含む）については、京都簡易裁判所又は京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 年 (年) 月 日

甲 住 所 城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地
氏 名 城陽市長 ㊟

乙 住 所
氏 名 ㊟